

自工会・部工会の取引適正化に向けた連携活動

1. 自工会・部工会の取引適正化に向けた連携活動
 2. 自工会・部工会共催セミナー (25年11月)
「自工会・部工会 取適法セミナー」
 3. 公取委・中企庁からの要請 (25年12月)
 4. 自工会・部工会連名メッセージ (26年1月)
 5. 自工会・部工会共催セミナー (26年2月開催予定)
「自主行動計画・徹底プランの改訂に関する説明会」
 6. 部品事業者向け適正取引推進の取組
- 参考 取適法の改訂と自主行動計画、徹底プラン改訂の位置づけ

2026年2月5日(木)

一般社団法人 日本自動車工業会 一般社団法人 日本自動車部品工業会

1. 自工会・部工会の取引適正化に向けた連携活動

- 24年度より、自工会・部工会 連携強化体制（次ページ参照）を通じ、「①適正取引の更なる推進」、「②競争力の強化」、「③新たな価値・社会要請への対応」の3つの柱で、自工会・部工会が連携して取り組むテーマを両会で合意
- 25年度より、特に『適正取引【柱①】』と『競争力の強化【柱②】』を重点に取り組み、その両立を目指す

（1）自工会・部工会 正副会長懇談会（24年7月）と連携強化体制の発足（24年9月）

両会初となる正副会長同士の懇談会を開催し、より一層の連携強化をしていくことを合意
→ 連携強化体制（四半期マネジメントコミッティ、月次ステアリングコミッティ）の発足



（2）自工会・部工会 連携強化テーマ合意（25年2月）

柱① 適正取引の更なる推進

価格転嫁の残課題に加え、より一層の取り組み推進が必要な商慣習に関わるテーマを選定

＜連携強化テーマ＞

- 労務費の価格転嫁
- 運送契約の適正化
- 型取引（廃棄促進、無償保管の根絶）

柱② 競争力の強化

会員企業と素形材団体からの声の大きさに基づき、サプライチェーン全体の競争力強化に繋がるテーマを選定

＜連携強化テーマ＞

- 品質適正化（SSA）
- 外国人材の確保
- 量変動への対応力強化

柱③ 新たな価値/社会要請への対応

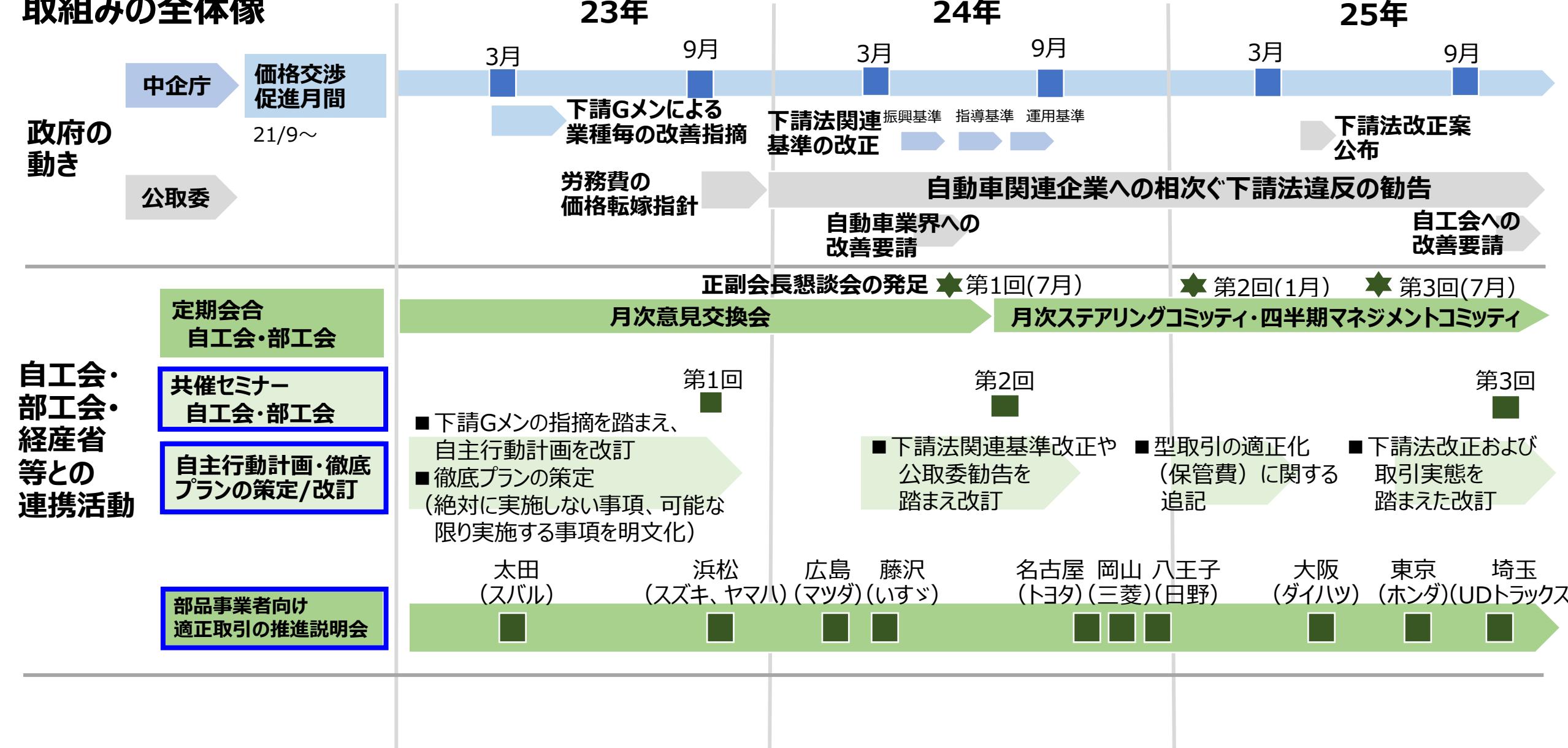
サプライチェーン全体で取り組むための機運醸成を図ると共に時間軸の観点から優先したいテーマを選定

＜連携強化テーマ＞

- カーボンニュートラル（CN）
- サーキュラーエコノミー
- データ連携

取引適正化の取組み

取組みの全体像



取引適正化の取組み

現状の課題認識

①価格交渉促進月間（2025年9月）フォローアップ調査結果概要（自動車・自動車部品）

- ・価格交渉の実施状況 : 全30業種中 6位へ上昇
- ・価格転嫁率（全費目合計） : 全30業種中 6位へ上昇
- ・価格転嫁率（費目別） : 全費目で上昇

労務費・エネルギーの価格転嫁率が原材料費に比べて低い

自動車業界の順位		(24/9) 前々回	(25/3) 前回	(25/9) 今回	(24/9) 前々回	(25/3) 前回	(25/9) 今回
価格交渉		19位	15位	6位	価格転嫁率		
価格転嫁	全体	8位	7位	6位	51.9%	56.6%	58.9%
	原材料費	6位	3位	2位	59.8%	63.7%	64.9%
	エネルギー費	4位	4位	2位	51.8%	55.0%	56.0%
	労務費	4位	4位	2位	48.9%	53.4%	56.1%

②公取委による下請法違反の勧告件数 () 自動車関連企業数

項目	23年度	24年度	25年度	合計	備 考
型の無償保管	3 (2)	9 (5)	16 (7)	28(14)	—
その他	10 (3)	12 (1)	10 (4)	32(8)	代金の減額、品質検査を欠く返品、受領拒否 等
合計	13 (5)	21 (6)	26 (11)	60(22)	—

・自動車関連企業への勧告が多発

・型の無償保管等、商慣習に関わる課題が顕在化

自工会・経産省等との連携活動

適正取引の更なる推進における基本スタンス

<まとめ>

- ◆ 米国関税等の逆風下においても、労務費を中心とする価格転嫁等、適正取引の取組みは継続推進する
- ◆ 26年1月～取適法（改正下請法）施行に向け、サステナブルな法令遵守のために実務上実行可能な方策に関し、両会の声を一本化し、政府・省庁にお伝えしていく

<想い>

- ◆ 自動車産業の将来にわたる維持・発展、および**競争力の強化**のために必須な足場を固める
- ◆ 現行法の運用強化などにより、自動車産業のサプライチェーンで**下請法の違反勧告**が多発
(25年で既に7件、従来はあまりなかった『**型取引（型の無償保管）**』に関する勧告多数)
→改正下請法への対応も含め、**更に膨大な管理工数が必要になる難しい環境の中、業界として法令遵守に真摯に取組む**

<アクション>

- ◆ 両会で、隔週でホンネの深い議論を推進中
- ◆ **両会連名**でレター発信
・サプライチェーン全体への浸透に向け、各層で自社の取引先と『明示的な協議』を地道に繰り返し実施する事を発信
- ◆ 両会で**11月**に取適法セミナーを実施、**2月**に自主行動・徹底プラン改訂セミナー開催

(例) **型管理工数**：重点管理が必要な部品 数十万品番／A社の場合×1品番当たり、複数の型・
Tier2以降も含めた複数の仕入先 かつ、仕入先資産型の場合、仕入先からの申告・協力がないと
実態の把握ができない

<スケジュール>

25/7	8	9	10	11	12	26/1	2	3
◆正副会長懇談会						◆正副会長懇談会		
レター案作成	官庁への確認	★両会連名 レターの発信				★両会連名	自主行動計画/徹底プラン改訂・発信	
改正下請法 運用基準バブコメ	意見提出	←両会で一本化した	★取適法セミナー	改正下請法運用基準公表/周知		★改正下請法施行	★自主行動	・徹底プランセミナー

2. 自工会・部工会共催セミナー（25年11月）

「自工会・部工会 取適法セミナー」

自工会・部工会 取適法セミナー 11月21日開催

目的	中小受託取引適正化法（以下、取適法）の改正内容および運用基準など、実務上の対応方法を正しく理解し、来年1月からの施行への身構えとして社内の運用体制の整備、構築に繋げていただく。			
主催	日本自動車工業会（自工会/JAMA）・日本自動車部品工業会（部工会/JAPIA）の共催			
日時	2025年11月21日（金）10:00～12:00（2時間）			
形式	ZOOM（ウェビナー）			
内容	#	議題	説明者	時間
	1	開催挨拶	自工会 調達部会 加藤部会長	
	2	取引適正化に向けた政府の方針・政策について	経産省 自動車課 高木 課長補佐	25分
	3	運用基準を踏まえた実務上の留意点	のぞみ総合法律事務所 大東弁護士	80分
	4	質疑応答	-	10分
	5	閉会挨拶	部工会 SC部会 渡辺部会長	
アーカイブ	【アーカイブ動画・資料】自工会・部工会 取適法セミナー（2025/11/21開催） https://www.japia.or.jp/topics_detail34/id=6245 ※サプライチェーンに関わる皆様（会員・会員外を問わず）、幅広くご展開いただけます。 一方で、本資料およびアーカイブ動画の営利目的での利用は固くお断りしております。ご了承ください。			

取適法改正1月への備えという観点から、本セミナー開催。

両会の自主行動計画・徹底プランの改訂内容の説明については別途2月に説明会を開催する2段階の進め方とした。

【議題1：取引適正化に向けた政府の方針・政策】 経産省自動車課より説明

1. 政府の取引適正化に向けた取組①【制度改正等】
2. 政府の取引適正化に向けた取組②【価格交渉促進月間等】
3. その他【型取引関係等】

【議題2：運用基準を踏まえた実務上の留意点】 弁護士より説明

- I. 近時の法執行トレンド
- II. 改正の概要等
- III. 適用範囲の拡張のポイントと対応
 1. 適用範囲の変化の全体像
 2. 従業員数基準の追加
 3. 木型・治具等の製造委託の追加
 4. 特定運送委託の追加
- IV. 委託事業者が遵守すべきルールの変更のポイントと対応
 1. ルールの全体像の変化
 2. 発注内容等の明示義務
 3. 価格協議の義務化（協議に応じない一方的な代金決定の禁止）
 4. 支払に関するルールの厳格化
 5. 型等の保管要請に係るルールの厳格化
- V. 執行の強化のポイントと対応

政府の取引適正化に向けた取組①-1【制度改正等】

政府の取引適正化に向けた取組②-1【価格交渉促進月間】

これまでの基盤

価格交渉・価格改定

① 労務費の適正化
✓ 労務費転嫁の防止

② 下請法による労務費指針
✓ 労務費指針を明確化

③ 下請法に関する問題
✓ 労務費、原価の明確化

型取引関係

金型等の無償保管要請
✓ 下請法に基づく

手形取引関係

手形等に関する問題
✓ 手形交付日を明確化

その他の型取引関係

業界団体向け要請（2023年12月）

公正取引委員会 中小企業庁

【金型等の無償保管要請の防止について】
(略) 金型等の無償保管要請は、下請代金支払遅延等防止法（略）に違反するものであり、公正取引委員会及び中小企業庁はかねてより、この問題の解消に向けて、(略) 各種取組を行ってまいりました。

(略) 公正取引委員会は、令和5年以降、金型等の無償保管要請を行った事業者に対し、(略) 勘定を行つており、(略) 今後、違反行為を行わないことを取締役会の決議により確認すると、下請法の遵守体制を整備すること等を求めてまいります。

公正取引委員会及び中小企業庁としては、引き続き、この問題に厳正に対処してまいりますところ、貴団体におかれましても、(略) 金型等の無償保管要請に係る下請法に違反する行為の未然防止に努めるよう促すなど、取引適正化に資する取組を一層推進していただようよろしくお願いいたします。

金型等の無償保管要請に係る勘定事務の概要

自動車用部品の製造委託
自社所有の金型等を貸与
無発注の部品に係る金型等の長期保管にかかる保管費用を負担

下請法違反

型取引について勘定を受けた事業者数
(2023年12月の業界団体向け要請以降)
2024年 6件（うち、2件が自動車関連）
2025年※ 17件（うち、9件が自動車関連）
※2025年11月13日時点

2026.1.1 施行！ 改正の背景・趣旨 改正のポイント

下請法

近々上昇確実
中小サブの業者
例え受注価格
（今後）

① 従来の資本主義
② 資本主義基準で
外であった
③ 資本主義を
満たさない
④ 「常時使用」

価格転
しかし、
NOZOMI
NOZOMI
NOZOMI

協議に応じない一方的な代金決定の禁止

委託事業者は、
① 中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、
② 中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにも関わらず、
③ 当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すると、取引法違反になる。

従来の「買いたたき」の禁止をそのまま残した上で、「協議に応じない一方的な代金決定」という新たな禁止事項を追加。

従来の「買いたたき」の禁止は、価格が著しく低いことが要件となっており、認定が容易でないため、交渉プロセスに着目したルールを新たに追加したもの。

要するに、中小受託事業者から値上げの申し出があった場合に、協議のテーブルにつかないことが違法とされる（その意味で、協議に応じた価格協議をすることが実質義務化）。

NOZOMI COPYRIGHT © NOZOMI SOGO ATTORNEYS AT LAW ALL RIGHTS RESERVED. 47

3. 公取委・中企庁からの要請（25年12月）

公取委・中企庁からの要請 (12/8)

公取委による下請法違反の勧告件数

項目	23年度	24年度	25年度	合計	備 考
型の無償保管	3 (2)	9 (5)	16 (7)	28(14)	—
その他	10 (3)	12 (1)	10 (4)	32(8)	代金の減額、品質検査を欠く返品、受領拒否等
合計	13 (5)	21 (6)	26 (11)	60(22)	—

- ・自動車関連企業への勧告が多発
- ・型の無償保管等、商慣習に関わる課題が顕在化

■公取委・中企庁より取引適正化への取組の要請 (12/8)

【事案の概要】

- ・量産終了し、発注数量が大幅に減少することが明らか。
- ・数量減少で1個あたり製造コストが大幅に増加することも当然想定。
- ・発注元企業は中小受託事業者と単価見直しの協議を行わず、量産時の前提で設定した単価のまま発注。➡「買いたたき」に該当すると認定。

【要請事項】

- ・業界内への周知徹底
- ・取適法違反行為の未然防止
- ・関連資料（リーフレット）による啓発

別紙3

自動車製造業に携わる皆様へ

公正取引委員会と中小企業庁は、自動車製造業における取適法に違反する行為に対して監視を強化しています。取適法に違反する行為を行わないよう、自動車サプライチェーン全体で取引適正化に係る取組を徹底してください。

＼不当な経済上の利益の提供要請の禁止／

型等の無償保管

型等を用いて製造する部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、中小受託事業者に対し、型等を無償で保管させる行為

＼受領拒否の禁止・不当な経済上の利益の提供要請の禁止／

一括生産に伴う部品等の受領拒否・無償保管

納期を定めずに一括で生産させた部品等を速やかに受領せず、委託事業者が必要とする都度納品させる行為や、納品させるまで無償で保管させる行為

＼買いたたきの禁止／

量産品を前提とした単価で補給品を発注

量産の終了後、発注数量が大幅に減少し、1個当たりの製造コストが大幅に増加するにもかかわらず、中小受託事業者と協議することなく、一方的に量産時の発注数量を前提とした単価で代金の額を定める行為

 「取適法」への法改正の詳細は、公正取引委員会ホームページを御確認ください。



4. 自工会・部工会連名メッセージ（26年1月）

会員企業への書面、本部・支部会合等による周知

【対応】自主行動計画・徹底プランの改訂と併せて、両会でメッセージを発信（下記概要）。

目的	法の順守を大前提とし、改訂した自主行動計画・徹底プランの周知・徹底を促し、適正取引の一層の周知・浸透を図る
時期	2026年1月5日(月)
発信者	自工会：サプライチェーン委員会 熊倉委員長、部工会：総務委員会 斎藤総務委員長の連名
発信先	自工会：全会員企業の代表者、部工会：全会員企業の代表者
発信物	「両会共同メッセージ」、「適正取引 自主行動計画（26年1月改訂版）」、「徹底プラン（26年1月改訂版）」
発信媒体	両会ホームページに掲載すると共にメールにて通知
内容 (骨子)	自主行動・徹底プラン改訂 <ul style="list-style-type: none">取適法の施行に伴う自動車産業適正取引ガイドラインの改訂と自主行動計画・徹底プランの改訂両会の連携を強め、議論を重ね平仄を合わせて自主行動計画・徹底プランの改訂をしたこと自動車関連の下請法違反が相次いでおり、中企庁・公取委からの要請も踏まえた改訂をしたこと2月予定の自主行動計画・徹底プランの改訂に関する説明会

参考：適正取引推進に関する過去の発信

適正取引のさらなる推進（R6.9）

適正取引のさらなる推進と自動車産業の競争力の強化に向けての自工会、部工会との連携強化
https://www.japia.or.jp/topics_detail34/id=5126

両会の取り組み



自動車産業の競争力強化に向けた適正取引の更なる推進のお願い（R7.9）

自動車産業の競争力強化に向けた適正取引の更なる推進のお願い
～自工会・部工会 両会会長メッセージの発信～
https://www.japia.or.jp/topics_detail1/id=5828

片山会長＆茅本会長による共同メッセージ



2026年1月5日 発信 自工会・部工会連名メッセージ

自動車産業の競争力強化に向けた取組みのお願い～適正取引推進に向けた自主行動計画、徹底プランの改訂等～ | 一般社団法人 日本自動車部品工業会
https://www.japia.or.jp/topics_detail1/id=6314

会員企業代表者各位

2026年1月5日

一般社団法人 日本自動車工業会
サプライチェーン委員会 委員長 熊倉 和生

一般社団法人 日本自動車部品工業会
総務委員会 委員長 斎藤 克巳

自動車産業の競争力強化に向けた取組みのお願い ～適正取引推進に向けた自主行動計画、徹底プランの改訂等～

平素より、自工会および部工会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年7月の自工会・部工会の会長・副会長懇談会においては、厳しい社会・経済情勢下にあっても、適正取引の継続的な推進が自動車産業の競争力強化に不可欠であるとの認識を改めて共有し、両会長連名のメッセージ※1を通じて、各社における取組みの一層の推進をお願いしたところです。多くの会員企業の皆様のご尽力により、政府の9月価格交渉促進月間のフォローアップ調査では改善が確認されておりますが、一部には「交渉がなかった」、「転嫁が不十分」との指摘も残っており、更なる取組推進が必要と認識しています。

また、今年1月より取適法（中小受託取引適正化法）が施行され、関連法規や自動車ガイドラインが改訂されています。加えて、下請法違反事案を受け、公正取引委員会および中小企業庁より、昨年12月8日、未然防止の徹底を強く求める両会長宛の要請文ならびに自動車製造業向けのリーフレット※2が発行されました。

こうした状況を踏まえ、自工会・部工会では、「取引適正化の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」および「徹底プラン」※3を改訂するとともに、取適法により対象が拡大される物流分野に対応した「物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画」※4についても改訂いたしました。

今回の改訂は、政府からの要請や法令改正の対応に加えて、自動車業界として自らが持続的な発展を実現していくための取組みでもあります。自工会・部工会の会員企業の皆様が、率先して適正な取引を推進することは、結果として業界全体の競争力向上に繋がることになります。

つきましては、上記状況を経営トップ自らがご認識いただき、物品購入ならびに運送の発注に関わる全ての部門に対し、今回の改訂内容を周知徹底いただきますようお願い申し上げると共に、自社のみならず関係会社への周知徹底につきましても併せてお願い申し上げます。

なお、上記部門に関わる管理者および実務者向けに今年2月頃に改訂内容に関する説明会の開催を予定しておりますので、必ずご出席いただきますようお願い申し上げます。

以上

■両会長メッセージ「自動車産業の競争力強化に向けた適正取引の更なる推進のお願い」※1

https://www.japia.or.jp/topics_detail1/id=5828

■「取引適正化の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」および「徹底プラン」※3

https://www.japia.or.jp/files/user/japia/work/torihikitekiseika/JAPIA_jisyukoudoukeikaku_kaitai_25.12.pdf

https://www.japia.or.jp/files/user/japia/work/torihikitekiseika/JAPIA_tetteiplan_kaitai_25.12.pdf

■「物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画」※4

https://www.japia.or.jp/files/user/japia/work/buturyu/2512_JAPIA%20Logistic%20Action%20Plan.pdf

■参考情報：

① 自動車製造業向け「取適法違反事例ポイント」をまとめたリーフレット（公取委・中金庁より会員企業へ周知要請）※2

https://www.japia.or.jp/files/user/japia/work/torihikitekiseika/jishukoudoukeikaku/20251208_JFTC%26SMEA%20Request.pdf

② 11月21日に開催した取適法セミナーのアーカイブ配信

https://www.japia.or.jp/topics_detail34/id=6245

5. 自工会・部工会共催セミナー（26年2月開催予定） 「自主行動計画・徹底プランの改訂に関する説明会」

自主行動計画・徹底プランの改訂に関する説明会：開催概要

中小受託取引適正化法テキスト内容（自動車業界の留意事項）および自工会・部工会の自主行動計画・徹底プランの改訂内容に関する説明会を開催。併せて、運送契約が取適法適用になることから物流 自主行動計画の改訂内容も説明。

背景目的	中小受託取引適正化法（以下、取適法）の改正、自動車産業適正取引ガイドラインの改訂を受けて、自工会・部工会では自主行動計画及び徹底プランを改訂したことから、会員企業にその趣旨及び改訂内容を伝え、対応を要請し、適正取引の更なる浸透を図る。			
主催	日本自動車工業会（JAMA）・日本自動車部品工業会（JAPIA）の共催			
日時	2026年2月24日（火）14:00-16:00			
対象	自工会、部工会 会員企業の仕入先管理部門、運送契約管理部門			
形式	ZOOM（ウェビナー）			
議題	#	内容	説明者	時間
	1	中小受託取引適正化法テキストの概要説明 ・自動車製造業として、違反事例等を踏まえ特に留意すべき点を中心に解説。SC全体の法令遵守認識向上を目的	公正取引委員会	30分
	2	自主行動計画・徹底プラン改訂 ・自主行動計画・徹底プランの主な改訂内容（公取・中企庁との協議ポイント等）等	自工会 中井様 部工会 駒橋様	20分
	3	物流 自主行動計画の改訂と物流支援ツールの見直し (1) 特定運送委託としての取適法適用の概要とそれに伴う留意点 (2) 物流 自主行動計画の改訂と物流支援ツールの見直しの内容	自工会 伊藤様 部工会 森様	20分
	4	質疑応答	-	20分
冒頭と終わりの挨拶：自工会 調達部会長、部工会サプライチェーン部会長にて実施				
資料	①取適法テキスト、自動車ガイドライン、②適正取引 自主行動計画・徹底プラン ③物流 自主行動計画・物流支援ツール（事前配布）			
その他	説明会終了後、部工会ホームページへアーカイブ配信を予定（会員 + 会員以外）※会員外へは会員へ展開を依頼			

6. 部品事業者向け適正取引推進の取組

部品事業者向け適正取引推進の取組

部工会と自工会会員企業等との連携活動：適正取引推進説明会の開催

OEM、ティア1、政府、商工会議所等と連携し、ティア2、3など、できる限りティアの深いところまでを含め、自動車業界関係企業に対し、適正取引の取組みを発信する事により、サプライチェーン全体への浸透に取組み。

	開催日	主催	講演者	参加人数	
太田地域 (スバル)	2023年 3月7日	・太田商工会議所 ・部工会	・スバル様 (常務調達本部副本部長) ・しげる工業様 (社長)	会場: 80名 WEB: 30名 計: 110名	
浜松地域 (スズキ・ヤマハ)	2023年 10月16日	・部工会 (後援: 浜松商工会議所)	【全説明会共通】 ・経産省 自動車課 ・部工会	・スズキ様 (SC推進部長) ・ヤマハ様 (調達企画部長) ・ソニック石川様 (調達部長)	会場: 160名 WEB: 220名 計: 380名
広島地域 (マツダ)	2024年 2月28日	・中国経済産業局 ・部工会 (共催: 広島商工会議所)	・マツダ様 (執行役員購買担当) ・ダイキヨーニシカワ様 (社長)	会場: 100名 WEB: 200名 計: 300名	
藤沢地域 (いすゞ)	2024年 3月18日	・藤沢周辺の 商工会議所、商工会 ・部工会	・いすゞ様 (購買管理部長) ・プレス工業様 (常務執行役員)	会場: 100名	

部品事業者向け適正取引推進の取組

部工会と自工会会員企業等との連携活動：適正取引推進説明会の開催

	開催日	主催	講演者	参加人数
中部地域 (トヨタ)	2024年 10月16日	・中部経済産業局 ・部工会 (共催:東北・九州経済産業局)	【全説明会共通】 ・経産省 自動車課 ・部工会	会場: 200名 WEB: 800名 計:1,000名
倉敷地域 (三菱)	2024年 11月21日	・中国経済産業局 ・部工会		会場: 120名 WEB: 280名 計: 400名
日野八王子地域 (日野)	2024年 12月5日	・関東経済産業局 ・部工会		会場: 190名
大阪地域 (ダイハツ)	2025年 4月16日	・近畿経済産業局 ・部工会 (共催:九州経済産業局)	・部工会	会場: 145名 WEB: 457名 計: 602名
関東地域 (ホンダ)	2025年 8月21日	・関東経済産業局 ・部工会 (共催:中部・九州経済産業局)		会場: 150名 WEB: 480名 計: 630名
大宮地域 (UDトラックス)	2025年 12月11日	・関東経済産業局 ・部工会		会場: 100名 25年度実施分

参考 取適法の改訂と自主行動計画、徹底プラン改訂の位置づけ

「自主行動計画」と「徹底プラン」の策定/改訂

現在に至る改訂経緯

		23年	24年	25年
政府の動き	中企庁	下請Gメン調査による問題指摘 →各業界に自主行動計画の改訂と徹底プランの策定を要請	下請法関連基準（振興基準、指導基準、運用基準）を改正	下請法を改正 (26/1～取適法の施行)
	公取委	自動車業界への相次ぐ勧告（計20件：型の無償保管12件、他8件） 労務費の価格転嫁指針を公表	自動車業界への改善要請（3月）	自工会への改善要請（11月）

【策定/改訂のポイント】※自工会と平仄を合わせて推進

	23年	24年	25年
自主行動計画	下請法対象仕入先だけでは無く、 全仕入先と適正取引を進める旨を追加	・労務費の価格転嫁指針に沿った行動 ・原材料・エネルギー費の適切なコストの全額転嫁 ・下請事業者への支払条件の改善（手形60日以内）	【25年12月改訂】 ・労務費転嫁の記述を追加 ・運送委託の追加 ・型保管費の支払（仕入先資産型も対象） ・手形払いの禁止 ・従業員基準への対応
徹底プラン	・価格転嫁の為の明示的な協議を明文化（協議無くして転嫁無し。1丁目1番地） ・商慣習に関わる行動を明文化（原価低減要請/利益提供要請、補給品、内示と発注差、支払条件、型取引）	-----	・協議に応じない一方的な代金決定の禁止 ・中小受託事業者への支払条件の変更（手形禁止、60日以内支払） ・型保管費支払いの記述を追加（最低年1回の協議、特に1年以上発注無は確実に支払い）

「自主行動計画」と「徹底プラン」の策定/改訂

－25年の改訂ポイント－

部工会会員企業の生声を反映

労務費の価格転嫁

会員企業の生声	自主行動計画への記述追加
<ul style="list-style-type: none">■ 転嫁遅れ、SC深くへの浸透阻害： 発注側が詳細なエビデンスを要求（エビデンス収集に多大な時間）■ 認識の相違：定昇/ベアの取扱い、遡及期間■ 協議の範囲：少量品・補給品やスポット品の意識が希薄	協議時には、 公表指標(賃上げ率、労務費比率等) の使用を尊重し、かつ、価格転嫁の対象とする 賃上げ水準や遡及期間 は当事者間で真摯に協議する。

型の無償保管

公取委の勧告を受けた会員企業の声/公取委の指針	徹底プランへの記述追加
協議方法 「仕入先からの申し出による協議」という 受け身の姿勢は認められない。	<ul style="list-style-type: none">① 最低でも1回/年は、発注側から能動的に声掛け② 特に1年以上発注が無い または今後1年間の発注が見込めない製品に引き当てられている型の保管費は確実に支払い③ 直接の仕入先だけでは無く、その先の仕入先の分まで含めて協議④ 型の保管費の支払方法は、当時者間で協議、合意すると共に、その内容を記録し、一元的に管理
対象 ・貸与型だけでは無く、 仕入先資産型も対象 ・ 1年以上発注が無い 、または、 発注計画を示せない	
支払方法 「製品単価に含まれる管理費の内数」という理屈は通用せず。（明確な根拠を示せない場合）	

自主行動計画・徹底プランの改訂

経緯	目的	内容
①取適法改正に伴う自主行動計画・徹底プラン改訂	取適法改正・自動車産業適正取引ガイドライン改訂を反映 事業実態の公取委・中企庁との共有を通じた記載内容反映	<ul style="list-style-type: none">用語の変更～下請事業者→中小受託事業者など価格協議の義務化を記載手形払等の禁止を反映した支払い条件への変更 <ul style="list-style-type: none">従業員基準の追加に係る確認頻度の記載型等の保管費の支払いに向けた算出方法の記載
②自工会・部工会の考え方に基づく改訂	取引適正化の浸透に向けた変更	<ul style="list-style-type: none">労務費の価格転嫁の指標、対象期間等の修正型取引の型保管、保管費支払い等の修正
③12月8日 公取委・中企庁からの要請内容を踏まえた改訂	相次ぐ勧告を踏まえた公取委・中企庁の要請事項を反映	<ul style="list-style-type: none">受領拒否の禁止・不当な経済上の利益の提供要請の禁止～一括生産に伴う部品等の受領拒否・無償保管買いたたきの禁止～量産品を前提とした単価で補給品を発注

END